



長野県報

3月26日(木)
平成21年
(2009年)
第2052号

目 次

規 則

| | |
|---|----|
| 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(消防課) | 2 |
| 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) | 2 |
| 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課) | 2 |
| 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育総務課) | 2 |
| 長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課) | 3 |
| 学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) | 6 |
| 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) | 7 |
| 産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) | 7 |
| 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課) | 8 |
| 特別支援学校管理規則の一部を改正する規則(特別支援教育課) | 18 |

告 示

| | |
|---|----|
| 国土利用計画(長野県計画)の全部変更(企画課土地対策室) | 18 |
| 平成21年3月16日成立した平成20年度補正予算の要領(財政課) | 29 |
| 平成21年3月16日成立した平成21年度予算の要領(財政課) | 32 |
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) | 37 |
| 福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)の一部改正(医療政策課国保・医療福祉室) | 38 |
| 昭和60年長野県告示第616号(商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱)の一部改正(水大気環境課) | 38 |
| 昭和63年長野県告示第85号(湖沼水質保全特別措置法の規定による諏訪湖に係る指定地域における化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準)の一部改正(水大気環境課) | 38 |
| 平成6年長野県告示第280号(湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定による諏訪湖に係る指定地域における窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量規制基準)の一部改正(水大気環境課) | 39 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課) | 41 |
| 昭和50年長野県告示第456号(農地法第3第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農業政策課) | 41 |
| 昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積の指定)の一部改正(農業政策課) | 41 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(6件)(道路管理課) | 41 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(6件)(道路管理課) | 43 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) | 44 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(5件)(砂防課) | 46 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(5件)(砂防課) | 47 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(7件)(砂防課) | 48 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(7件)(砂防課) | 50 |
| 土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課) | 52 |

公 告

| | |
|--|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) | 53 |
| 一般競争入札(水大気環境課) | 53 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(5件)(都市計画課) | 53 |
| 建築基準法に基づく道路の位置の指定(8件)(建築指導課) | 54 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課) | 58 |
| 平成18年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局) | 59 |
| 一般競争入札(事業課) | 64 |

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第14号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「労働者」を「事業主、役員又は労働者」に改める。

「消防団員である労働者の数」を

「消防団員である事業主、役員又は労働者の数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(不均一課税に関する規定の適用)
- 2 この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税並びに平成20年度分及び平成21年度分の個人の事業税については、なお従前の例による。

消防課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第15号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

「畜産実科 1年
中信農業実科 1年」を

「畜産実科 1年」に改める。

「畜産研究科 1年
中信農業研究科 1年」を

「畜産研究科 1年」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

農業技術課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7の文化財・生涯学習課の項中「第9条の3第1項」を「第9条の3第1項及び第2項」に、「第9条の3第2項」を「第9条の3第3項」に改め、同表の保健厚生課の項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第15条第3項」を「第22条第3項」に改め、同表の教育事務所の項及び南信教育事務所飯田事務所の項中「第9条の3第1項」を「第9条の3第1項及び第2項」に、「第9条の3第2項」を「第9条の3第3項」に改める。

別表第8の教育機関の項中「第9条の3第1項」を「第9条の3第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第7の保健厚生課の項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「ただし」の次に「、南信教育事務所飯田事務所に係る同表の1に掲げる事項は、南信教育事務所長が」を加える。

別表第1の(5)中「及び主任以上の職員の分限（免職に限る。）」を削り、同(6)中「並びに校長、教頭及び指導主事並びに主任以上の職員の分限（免職に限る。）」を削り、同(7)中「懲戒」を「分限（免職に限る。）及び懲戒」に改める。

別表第3の1の(1)及び(2)を削り、同(3)を同(1)とし、同(4)を同(2)とし、同(5)を同(3)とし、同(6)を同(4)とし、同(7)を同(5)とし、同(8)を同(6)とし、同2の(1)中「別表第1の(5)及び別表第3の1の(1)の職員並びに常勤的非常勤職員」を「課長級以上の職員、臨時の任用及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期付採用の職員（以下「臨時的任用職員等」という。）並びに非常勤職員」に改め、「及び分限」を削り、同(2)を次のように改める。

(2) 学校職員（校長及び課長級の職員、臨時の任用職員等並びに非常勤職員を除く。）の任免に関すること。

別表第3の2の(11)を同(12)とし、同(10)を同(11)とし、同(9)を同(10)とし、同(8)を同(9)とし、同(7)を同(8)とし、同(6)を同(7)とし、同(5)を同(6)とし、同(4)を同(5)とし、同(3)を同(4)とし、同(2)の次の事項を加える。

(3) 事務局等職員及び学校職員の分限(免職を除く。)に関すること。

別表第5の2の(4)中「臨時の任用及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定による任期付採用の」を「臨時の任用職員等のうち」に改め、同3中「長野県体育センター所長」を「東信教育事務所長、長野県体育センター所長」に改め、同3の(2)中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び寒冷地手当」に改める。

別表第6の3中「佐久総務事務センター所長、上小総務事務センター所長、」及び「、下伊那総務事務センター所長」を削り、同3の(1)及び(2)中「教育事務所」の次に「(上伊那総務事務センター所長にあつては、南信教育事務所飯田事務所を含む。)」を加える。

別表第7の3中「長野県生涯学習推進センター所長」を「南信教育事務所飯田事務所長、長野県生涯学習推進センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和63年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「。以下「法」という。」第1条に改め、「引受けの」を削る。

第2条の見出し中「引受け」を「公益信託」に改め、同条第1項中「公益信託の引受けをしよう」を「法第2条第1項の許可を受けよう」に改め、「の各号」を削り、「添付して」を「添えて」に改め、同項第2号中「信託行為」の次に「(信託法(平成18年法律第108号)第2条第2項に規定する信託行為をいう。以下同じ。)の内容を示す書類」を加え、同条第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 信託財産(信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下同じ。)に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

(4) 信託の引受けが行われる日の属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、信託の引受け後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(5) 委託者(信託法第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。)となるべき者及び受託者(同条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。)となるべき者の履歴書(これらの者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる書類)

(6) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書(その者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる書類)

(7) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあつては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書

第2条第8号及び第9号を削り、同条第10号を同条第8号とし、同条第2項及び第3項を削る。

第3条中「引受けを許可された」を「法第2条第1項の許可を受けた」に、「速やかに前条第1項第7号の財産目録記載」を「遅滞なく、前条第3号」に、「終了後」を「完了後」に、「及び信託行為の謄本を添付して」を「を添えて」に改める。

第4条の見出し中「事業計画」を「事業計画書」に改め、同条第1項中「事業年度(信託行為に別段)」を「、毎信託事務年度(信託事務年度)」に、「翌年度の事業計画及びこれに伴う収支予算」を「当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書」に改め、同条第2項中「事業計画及びこれに伴う収支予算」を「事業計画書及び収支予算書」に改める。

第5条の見出しを「(事業報告書等の提出)」に改め、同条中「事業年度」を「毎信託事務年度」に、「前年度における次の各号に掲げる事項」を「次に掲げる書類」に、「報告」を「提出」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 当該信託事務年度の事業報告書

(2) 当該信託事務年度の収支決算書

(3) 当該信託事務年度の財産目録

(4) 信託財産の増減及びその理由を記載した書類

第6条中「前条」を「法第4条第2項の規定により、前条」に、「前年度の事業」を「前信託事務年度の信託事務」に改める。

第7条の見出しを「(特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第1項中「信託条項の変更について、信託行為の定めるところにより教育委員会の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、」を「法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

(3) その他教育委員会が特に必要と認める書類

第7条第2項中「信託条項の変更が、」を「信託の変更が」に、「は、前項」を「にあつては、同項」に、「その変更に係る第2条第

1項第7号から第9号までに掲げる書類を添付しなければ」を「変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければ」に改める。

第15条及び第16条を削る。

第14条第1項中「信託法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に、「対し、」を「対し」に、「その職員」を「当該職員」に、「して、」を「して」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条を第28条とする。

第13条の見出し中「等」を削り、同条中「その事務所」を「信託事務を行う事務所」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「信託行為」の次に「及びこれに附属する書類」を加え、同条第2号中「利害関係人」を「委託者又はその相続人、受託者、信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる書類）並びに運営委員会等の構成員」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 業務執行に関する書類

第13条第6号を次のように改める。

(6) 事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書及び財産目録

第13条第7号中「官公署」を「官公庁」に改め、同条第8号及び同条第2項を削り、同条を第27条とする。

第12条の見出しを「(受託者の氏名等の変更の届出)」に改め、同条第1項中「の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに書面をもつて」を「に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 受託者の氏名、住所又は職業（その者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

(2) 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

第12条第2項を次のように改める。

2 前項第2号の規定による届出が、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第2条第6号又は第7号の書類を添えなければならない。

第12条を第26条とし、同条の前に次の4条を加える。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 辞任しようとする理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
(2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
（新たな信託管理人の選任の請求）

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
(2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第6号に掲げる書類
（信託の終了の命令の請求）

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了の命令を請求しようとするときは、終了命令請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の終了の命令を請求する理由を記載した書類
(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第11条中「教育委員会に対し」を「信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により」に改め、「の各号」を削り、「添付して、」を「添えて」に改め、同条第1号中「選任」を「信託管理人の選任」に改め、同条第2号中「の就任承諾書及び履歴書」を「に係る第2条第6号に掲げる書類」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令（信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
(2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
(3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為（以下この条において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
(2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第64項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請）

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

| | |
|--|---|
| <p>(1) 辞任しようとする理由を記載した書類 (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類 (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。</p> <p>(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求)</p> <p>第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類 (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項中「信託財産管理者」とあるのは「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。</p> <p>(信託財産法人管理命令の請求)</p> <p>第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令（信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。）を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類 (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類 (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>第10条を削り、第16条の前に次の1条を加える。</p> <p>(新たな受託者の選任の請求)</p> <p>第15条 利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類 (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類 (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類 及び就任承諾書</p> <p>第9条中「、その相続人」を削り、「受託者の任務違反その他重要な事由」を「信託法第58条第4項及び法第8条の規定」に改め、「、教育委員会に対し」を削り、「を請求」を「の請求を」に改め、「の各号」を削り、「添付して、」を「添えて」に改め、同条第1号中「解任」を「受託者の解任」に、「事由」を「理由」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。</p> <p>(検査役の選任の請求)</p> <p>第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8</p> | <p>条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類 (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類</p> <p>第8条中「やむを得ない事由により辞任しよう」を「法第7条の規定により辞任の許可を受けよう」に改め、「の各号」を削り、「添付して、」を「添えて」に改め、同条第1号中「事由」を「理由」に改め、同条第2号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）の状況」に改め、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の4条を加える。</p> <p>(信託の変更の許可の申請)</p> <p>第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類 (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表 (3) 信託法第149条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合にあつては、その合意等を証する書類 (4) その他教育委員会が特に必要と認める書類</p> <p>2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。</p> <p>(信託の併合の許可の申請)</p> <p>第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類 (2) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表 (3) 信託法第151条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合にあつては、その合意等を証する書類 (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法に定める信託の併合の手続を経たことを証する書類 (5) その他教育委員会が特に必要と認める書類</p> <p>2 第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第4号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。</p> <p>(吸収信託分割の許可の申請)</p> <p>第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割（信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類 (2) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対</p> |
|--|---|

照表

- (3) 信託法第155条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合にあっては、その合意等を証する書類
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法に定める吸收信託分割の手続を経たことを証する書類
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める書類
(新規信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(3) 信託法第159条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合にあっては、その合意等を証する書類

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法に定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第4号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

第28条の次に次の1条を加える。

（信託の終了の報告等）

第29条 受託者は、信託が終了したときは、遅滞なく、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 信託法第177条に規定する清算受託者は、信託の清算が結了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算結了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

附則の次に次の様式を加える。

（別記様式）（第28条関係）

（表）

第 号

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る
許可及び監督に関する規則第28条第2項の規定による検査員の証

| |
|--------|
| 写 |
| 真 |
| 押出スタンプ |

所 属
職 名
氏 名
年 月 日 生
年 月 日 付 付
年 月 日 限 り 有 効

長野県教育委員会

(裏)

公益信託ニ関スル法律抜粋

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則抜粋

第28条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 前項の規定により検査する場合には、当該職員は、別記様式による検査員の証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課

学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のべき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

「松本市立大野川小学校
飯田市立上村中学校
飯田市立上村共同調理場」を
別表第1の2級の項中

「松本市立大野川小学校」に改める。

「下伊那郡清内路村立清内路小学校
下伊那郡清内路村立清内路学校給食センター」を
別表第2中

「下伊那郡阿智村立清内路小学校」に、
「南佐久郡川上村立川上中学校」を

「南佐久郡川上村立川上中学校
南佐久郡川上村学校給食共同調理場」に、
「南佐久郡川上村立川上中学校」を

「下伊那郡清内路村立清内路中学校」を
「下伊那郡阿智村立清内路中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「南佐久郡川上村立川上中学校」を
「南佐久郡川上村立川上中学校
南佐久郡川上村学校給食共同調理場」に改める部分を

除く。）は、平成21年3月31日から施行する。

義務教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「木曽青峰高等学校」を「長野西高等学校中条校」に改める。

別表第1の長野県飯山照丘高等学校の項、長野県飯山南高等学校の項及び長野県中野高等学校の項を削り、同表の長野県中野実業高

等学校の項中 「商業科
機械科
電気科
土木科」 を 「 」 に改め、同表

の長野県長野西高等学校の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------|-----|---|---|
| 長野県長野西高等学校中条校 | 普通科 | | |
|---------------|-----|---|---|

別表第1の長野県丸子修学館高等学校の項中

「普通科
応用生物科
建設工学科
商業科
被服科
総合学科」 を 「総合学科」 に改め、同表の長野県

軽井沢高等学校の項中 「普通科
英語科」 を 「普通科」 に改め、

同表の長野県飯田風越高等学校の項中 「普通科
家政科」 を

「普通科」 に改め、同表の長野県蘇南高等学校の項中

「商業科」 を 「商業科
総合学科」 に改め、同表の長野県木曽高

等学校の項中 「普通科
理数科」 を 「 」 に改め、同表の

長野県木曽山林高等学校の項を削り、同表の長野県松本筑摩高等学校の項中 「普通科
普通科
普通科」 を

「 」 に改め、同表の長野県穂高

商業高等学校の項中 「商業科
会計科」 を 「商業科」 に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高校教育課

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育

手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務学校職員」を「再任用短時間勤務学校職員等」に改め、同条中「について」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務学校職員」を「再任用短時間勤務学校職員等」に改め、同条中「について」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高校教育課

高校教育課